【平成11年9月29日 政令第301号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融庁長官 | 金融庁長官又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で内閣府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 証券取引所の会員となっていない | 第百七条の二の規定による証券取引所の開設する取弓所有価証券市場における取引資格を与えられていない |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融再生委員会 | 金融再生委員会又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で総理府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 証券取引所の会員となっていない | 第百七条の二の規定による証券取引所の開設する取弓所有価証券市場における取引資格を与えられていない |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額、基金の総額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 金融再生委員会 | 金融再生委員会又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で総理府令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 証券取引所の会員となっていない | 第百七条の二の規定による証券取引所の開設する取弓所有価証券市場における取引資格を与えられていない |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 内閣総理大臣 | 内閣総理大臣又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令・大蔵省令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で総理府令・大蔵省令で定めるもの |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 証券取引所の会員となっていない | 第百七条の二の規定による証券取引所の開設する取弓所有価証券市場における取引資格を与えられていない |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四**　法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| （削除） | （削除） | （削除） |
| 第二十八条の二 | 前条 | 第六十五条の二第一項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 資本の額 | 資本の額又は出資の総額 |
| 取締役及び監査役 | 取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。） |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号 |
| 第二十八条の三 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 次条 | 第六十五条の二第二項において準用する次条（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 前条第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号 |
| 第二十八条の四（第一号から第五号まで、第八号及び第九号を除く。） | 次の各号 | 第六号、第七号又は第十号 |
| 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 株式会社 | 者 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十九条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の二 | 前条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の三 | 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 第二十九条の四（第二号から第四号まで及び第六号を除く。） | 、第二十九条第一項 | 、第六十五条の二第三項 |
| 次に掲げる基準 | 第一号及び第五号に掲げる基準 |
| 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項 | 銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する行為を営業として行うことの認可にあつては、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第一項（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第百十二条の二第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十五条の三第一項、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第一項又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第一項 |
| 内閣総理大臣 | 内閣総理大臣又は主務大臣 |
| 第三十条 | 第二十八条の二第一項各号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号 |
| 証券会社登録簿 | 金融機関登録簿 |
| 第二十八条の二第二項第二号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 管理方法（同条第一項第三号管理方法に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法を含む。） | 管理方法 |
| 第三十三条 | その業務 | 第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務（第四十二条、第四十三条、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。） |
| （削除） | （削除） | （削除） |
| （削除） | （削除） | （削除） |
| 第三十七条 | 株券、転換社債券その他の有価証券で総理府令・大蔵省令で定めるもの（第七十九条の二から第七十九条の四までにおいて「上場株券等」という。） | 有価証券で総理府令・大蔵省令で定めるもの |
| （削除） | （削除） | （削除） |
| 第三十八条及び第三十九条 | 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十条 | （削除） | （削除） |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第六号に掲げる取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 第四十一条 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買又は同項第六号若しくは第七号に掲げる取引 |
| 第四十二条 | 第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護 | 投資者の保護 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号ハ及びホに掲げる取引、同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取引のうち有価証券先渡取引若しくは有価証券店頭オプション取引に係るもの |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの |
| 有価証券店頭指数等先渡取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るものに関連し |
| 有価証券店頭指数等スワップ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの |
| 有価証券の売買若しくは | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくは |
| 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引の受託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 同項第六号イ及びニに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の買付け又は売付けの委託等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等 |
| 有価証券の買付け又は売付けをする行為 | これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イ、ハ、ニ及びホに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 外国市場証券先物取引に係る | 第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る |
| 同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等（外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係るこれらの者が行う行為 | 前項第五号及び第九号の規定は第六十五条第二項第六号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関してこれらの者が行う行為 |
| 第四十二条の二 | 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項の取引に係る有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 |
| 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買、同項第六号イからへまでに掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十三条 | 業務の状況 | 登録等業務の状況 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第六号イからへまでに掲げる取引の委託又は同項第七号に掲げる取引 |
| 第四十七条 | 証券業に係る顧客との取引 | 登録等業務に係る顧客との取引 |
| 有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第七号に掲げる取引 |
| 顧客から預託を受けた金銭、第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次条の規定により担保に供されたものに限る。） | 顧客から預託を受けた金銭 |
| 証券業を廃止 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務を廃止 |
| その他証券業 | その他同項の登録に係る業務 |
| 第四十七条の二 | 顧客から預託 | 登録等業務を行うことに伴い顧客から預託 |
| 第四十九条 | 営業年度 | 営業年度又は事業年度 |
| 毎営業年度 | 毎営業年度又は毎事業年度 |
| 第五十一条 | 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等（第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下この条において同じ。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為、第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第五十四条 | 次の各号 | 第一号、第二号、第七号又は第八号 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第三号及び次条 | 次条 |
| （第二十九条第一項 | （同条第三項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十五条 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| その会社 | その登録金融機関 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等（第五十八条 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条 |
| 第五十六条第一項及び第三項 | 次の各号 | 第一号から第三号まで、第五号又は第六号 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 、第二十九条第一項 | 、同条第三項 |
| 業務の全部 | 登録等業務の全部 |
| 業務の方法 | 当該登録等業務の方法 |
| 第二十八条の四第一号から第三号まで、第五号、第六号 | 第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第六号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。） | 業務に関し法令 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号又は第五号 |
| 第五十四条第一項第二号 | 同条第五項において準用する第五十四条第一項第二号 |
| 、次条第三項若しくは第五十六条の三 | 若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第五十六条の三 | 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第二十八条 | 同項 |
| 第五十六条の四 | 次に | 第一号又は第三号に |
| 第五十六条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条の二第三項又は前条の規定により第二十八条 | 第六十五条の二第五項において準用する前条の規定により第六十五条の二第一項 |
| 第五十七条 | 第五十五条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第二項 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 、第五十六条第一項 | 、第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。） |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第三項 | 同条第五項において準用する第五十六条第三項 |
| 同条第二項 | 同条第四項において準用する第二十九条第二項 |
| 第五十八条 | 第五十五条第五項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第五項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第五十六条の三 | 同条第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三 |
| 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 第六十五条の二第三項 |
| 第五十六条第一項の規定 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）の規定 |
| 第六十一条 | 証券取引所の会員となっていない | 第百七条の二の規定による証券取引所の開設する取弓所有価証券市場における取引資格を与えられていない |
| 業務 | 登録等業務 |
| 第六十二条 | 第二十八条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第三項 |
| 第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の一二又は第六十条 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）又は第五十六条の三 |
| 第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項 | 同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項 |
| 第二十九条の二第一項 | 第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の二第一項 |
| 第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項 | 第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号（第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。）に限る。）、第五十六条の三若しくは前条第二項 |
| 第六十四条 | 第二条第八項各号の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る同号に定める行為、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち |
| 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は同項第六号に掲げる取引の委託の勧誘若しくは同項第七号に掲げる取引 |
| 商号 | 商号又は名称 |
| 営業所 | 営業所又は事務所 |
| 第六十四条の二 | 第六十四条の五第一項 | 第六十四条の五第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。） |
| 第六十四条の三 | （削除） | （削除） |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等 | 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為 |
| 第六十四条の四 | 第六十四条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項 |
| 第六十四条第三項第二号イからハ | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項第二号イからハ |
| 第六十四条の五 | 第六十四条の二第一項各号 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項各号 |
| 証券業 | 登録等業務 |
| 第六十四条の六 | 前条第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する前条第一項 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の登録に係る業務 |
| 第六十四条の九 | 第六十四条第三項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項 |
| 第六十四条の二第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項 |
| 第六十四条の五第一項 | 第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一項第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条、第五十条（第一項第四号を除く。）、第五十条の三、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 証券業における | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務における |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十六条第三項 | 第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第二項において準用する第二十九条第一項 |
| 前条 | 第六十五条の二第三項において準用する前条第一項（第二号に限る。） |
| 免許申請者又は証券会社 | 認可申請者又は認可を受けた金融機関 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号に掲げる取引 |
| 第四十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第五号ハ及びホに掲げる取引又は同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 又はオプション | 又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 同項第五号イ及びニに掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イ及び二に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号ハ及びホに掲げる取引若しくは同号イ及びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係る | 前項第三号及び第六号の規定は第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の三 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 六十五条第二項の取引に係る有価証券又は同項第五号イからヘまでに掲げる取引に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第五十九条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 第一号及び第三号に掲げる行為 |
| 第二条第八項各号の一に該当する | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項各号のいずれかに該当する行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる |
| 有価証券の売買の勧誘 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買の勧誘 |
| 有価証券の売買取引等 | これらの有価証券に係る有価証券の売買取引等 |
| 有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引 | これらの有価証券の売買取引若しくは同項第五号に掲げる取引 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一項第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条、第五十条（第一項第四号を除く。）、第五十条の三、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 証券業における | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務における |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十六条第三項 | 第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第二項において準用する第二十九条第一項 |
| 前条 | 第六十五条の二第三項において準用する前条第一項（第二号に限る。） |
| 免許申請者又は証券会社 | 認可申請者又は認可を受けた金融機関 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号に掲げる取引 |
| 第四十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第五号ハ及びホに掲げる取引又は同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 又はオプション | 又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 同項第五号イ及びニに掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イ及び二に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号ハ及びホに掲げる取引若しくは同号イ及びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係る | 前項第三号及び第六号の規定は第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の三 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 六十五条第二項の取引に係る有価証券又は同項第五号イからヘまでに掲げる取引に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第五十九条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 第一号及び第三号に掲げる行為 |
| 第二条第八項各号の一に該当する | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項各号のいずれかに該当する行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる |
| 有価証券の売買の勧誘 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買の勧誘 |
| 有価証券の売買取引等 | これらの有価証券に係る有価証券の売買取引等 |
| 有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引 | これらの有価証券の売買取引若しくは同項第五号に掲げる取引 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一項第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条の二、第五十条（第一項第四号を除く。）、第五十条の三、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 証券業における | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務における |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十六条第三項 | 第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第二項において準用する第二十九条第一項 |
| 前条 | 第六十五条の二第三項において準用する前条第一項（第二号に限る。） |
| 免許申請者又は証券会社 | 認可申請者又は認可を受けた金融機関 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号に掲げる取引 |
| 第四十九条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第五号ハ及びホに掲げる取引又は同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 又はオプション | 又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 同項第五号イ及びニに掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イ及び二に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号ハ及びホに掲げる取引若しくは同号イ及びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係る | 前項第三号及び第六号の規定は第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の三 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 六十五条第二項の取引に係る有価証券又は同項第五号イからヘまでに掲げる取引に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第五十九条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 第一号及び第三号に掲げる行為 |
| 第二条第八項各号の一に該当する | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項各号のいずれかに該当する行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる |
| 有価証券の売買の勧誘 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買の勧誘 |
| 有価証券の売買取引等 | これらの有価証券に係る有価証券の売買取引等 |
| 有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引 | これらの有価証券の売買取引若しくは同項第五号に掲げる取引 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一項第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十六条第三項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条の二、第五十条（第一項第四号を除く。）、第五十条の三、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 証券業における | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務における |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十六条第三項 | 第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第二項において準用する第二十九条第一項 |
| 前条 | 第六十五条の二第三項において準用する前条第一項（第二号に限る。） |
| 免許申請者又は証券会社 | 認可申請者又は認可を受けた金融機関 |
| （削除） | （削除） |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号に掲げる取引 |
| 第四十九条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第五号ハ及びホに掲げる取引又は同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 又はオプション | 又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 同項第五号イ及びニに掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イ及び二に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号ハ及びホに掲げる取引若しくは同号イ及びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係る | 前項第三号及び第六号の規定は第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の三 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 六十五条第二項の取引に係る有価証券又は同項第五号イからヘまでに掲げる取引に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第五十九条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 第一号及び第三号に掲げる行為 |
| 第二条第八項各号の一に該当する | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項各号のいずれかに該当する行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる |
| 有価証券の売買の勧誘 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買の勧誘 |
| 有価証券の売買取引等 | これらの有価証券に係る有価証券の売買取引等 |
| 有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引 | これらの有価証券の売買取引若しくは同項第五号に掲げる取引 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |

（改正前）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一項第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十六条第二項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条の二、第五十条（第一項第四号を除く。）、第五十条の三、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 証券業における | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務における |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十六条第二項 | 第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第二項において準用する第二十九条第一項 |
| 前条 | 第六十五条の二第三項において準用する前条第一項（第二号に限る。） |
| 免許申請者又は証券会社 | 認可申請者又は認可を受けた金融機関 |
| 免許又は認可 | 認可 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号に掲げる取引 |
| 第四十九条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第五号ハ及びホに掲げる取引又は同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 又はオプション | 又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 同項第五号イ及びニに掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イ及び二に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号ハ及びホに掲げる取引若しくは同号イ及びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係る | 前項第三号及び第六号の規定は第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の三 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 六十五条第二項の取引に係る有価証券又は同項第五号イからヘまでに掲げる取引に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第五十九条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 第一号及び第三号に掲げる行為 |
| 第二条第八項各号の一に該当する | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項各号のいずれかに該当する行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる |
| 有価証券の売買の勧誘 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買の勧誘 |
| 有価証券の売買取引等 | これらの有価証券に係る有価証券の売買取引等 |
| 有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引 | これらの有価証券の売買取引若しくは同項第五号に掲げる取引 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の四** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一項第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| （削除） | （削除） |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十六条第二項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条の二、第五十条（第一項第四号を除く。）、第五十条の三、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 証券業における | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務における |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十六条第二項 | 第二十八条第一項の免許若しくは第三十三条若しくは第三十四条 | 第六十五条の二第一項 |
| 第二十九条第一項 | 同条第二項において準用する第二十九条第一項 |
| 前条 | 第六十五条の二第三項において準用する前条第一項（第二号に限る。） |
| 免許申請者又は証券会社 | 認可申請者又は認可を受けた金融機関 |
| 免許又は認可 | 認可 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場におけるこれらの有価証券に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号に掲げる取引 |
| 第四十九条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い、同項第五号ハ及びホに掲げる取引又は同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 又はオプション | 又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第五号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 同項第五号イ及びニに掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買又は同項第五号イ及び二に掲げる取引 |
| 特定かつ少数の銘柄の有価証券 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の銘柄のもの |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号ハ及びホに掲げる取引若しくは同号イ及びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 同項第三号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引等に係る | 前項第三号及び第六号の規定は第六十五条第二項第五号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の三 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引（ |
| 又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 第六十五条第二項の取引 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 六十五条第二項の取引に係る有価証券又は同項第五号イからヘまでに掲げる取引に係る有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 |
| （削除） | （削除） |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は同項第五号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第五十九条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 第一号及び第三号に掲げる行為 |
| 第二条第八項各号の一に該当する | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る第二条第八項各号のいずれかに該当する行為、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い又は同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる |
| 有価証券の売買の勧誘 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買の勧誘 |
| 有価証券の売買取引等 | これらの有価証券に係る有価証券の売買取引等 |
| 有価証券の売買取引若しくは外国市場証券先物取引 | これらの有価証券の売買取引若しくは同項第五号に掲げる取引 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第四号に掲げる有価証券の私募の取扱い及び同項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| （削除） | （削除） |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| （削除） | （削除） |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第三十一条、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第五十条、第五十条の二、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）並びに第六五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 国債証券等及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 国債証券等に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条の二から第五十条の二まで、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| （新設） | （新設） |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場における国債証券等に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十九条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引 | 国債証券等の売買その他の取引若しくは第六十五条第二項第二号及びハ及びホに掲げる取引 |
| 有価証券オプション取引に関連し | 同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものに関連し |
| 有価証券の価格又はオプション | 国債証券等若しくは第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（次条において「外国国債証券」という。）の価格又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第二号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 国債証券等の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等の売買又は第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券について | 国債証券等について |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 同号イ及び二に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 外国市場証券先物取引等に係る | 同項第二号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 国債証券等の売買その他の取引（ |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 国債証券等の売買その他の取引等 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 国債証券等若しくは外国国債証券又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券等 | 国債証券等又は国債証券等に係る特定取引等 |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 国債証券等の売買又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 国債証券等の売買若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は国債証券等の売買の勧誘若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引の委託の勧誘 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| （新設） | （新設） |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の売買その他の取引及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券との売買取引若しくは第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券等の売買取引又は第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |

【平成4年6月26日 政令第228号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この条、第三十一条、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第五十条、第五十条の二、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第百七十二条及び第百七十八条において「国債証券等」という。）並びに第六五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 国債証券等及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 国債証券等に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。第三十五条第一項、第三十八条、第四十六条から第四十八条まで、第四十九条の二から第五十条の二まで、第五十四条第一項、第五十九条、第六十二条、第六十四条、第六十四条の二、第六十四条の四、第六十四条の六、第六十四条の七、第六十六条の二、第百七十二条及び第百七十八条において同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場における国債証券等に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十九条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 業務 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引 | 国債証券等の売買その他の取引若しくは第六十五条第二項第二号及びハ及びホに掲げる取引 |
| 有価証券オプション取引に関連し | 同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものに関連し |
| 有価証券の価格又はオプション | 国債証券等若しくは第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（次条において「外国国債証券」という。）の価格又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第二号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 国債証券等の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等の売買又は第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券について | 国債証券等について |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 同号イ及び二に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 外国市場証券先物取引等に係る | 同項第二号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 国債証券等の売買その他の取引（ |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 国債証券等の売買その他の取引等 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 国債証券等若しくは外国国債証券又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券等 | 国債証券等又は国債証券等に係る特定取引等 |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 国債証券等の売買又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項 | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 業務の方法 | 認可業務に係る業務の方法 |
| 業務の全部 | 認可業務の全部 |
| 有価証券の買付け若しくは売付け又はその | 国債証券等に係る有価証券先物取引の |
| 業務の状況 | 認可業務の状況 |
| 第五十九条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第六十二条 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関は |
| 営業所以外 | 営業所又は事務所以外 |
| 証券会社の | 認可を受けた金融機関の |
| 次に掲げる行為 | 国債証券等の売買若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為又は国債証券等の売買の勧誘若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引の委託の勧誘 |
| 証券会社が | 認可を受けた金融機関が |
| 登録申請者の商号 | 登録申請者の商号又は名称 |
| 営業所の | 営業所又は事務所の |
| 第六十三条 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の売買その他の取引及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 第六十四条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十四条の三 | 第三十二条第四号イからニまで | 第三十二条第四号イ及びロ |
| 第六十四条の四 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 第六十四条の六及び第六十四条の七 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 第六十六条の二 | 協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社 | 認可を受けた金融機関で協会に加入せず、又は第百七条の二の規定による証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えられていないもの |
| 第百七十二条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券との売買取引若しくは第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |
| 第百七十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券等の売買取引又は第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下第五十七条の二までにおいて「国債証券等」という。）並びに第六五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 国債証券等及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 国債証券等に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下第五十七条の二までにおいて同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場における国債証券等に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引 | 国債証券等の売買その他の取引若しくは第六十五条第二項第二号及びハ及びホに掲げる取引 |
| 有価証券オプション取引に関連し | 同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものに関連し |
| 有価証券の価格又はオプション | 国債証券等若しくは第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（次条において「外国国債証券」という。）の価格又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第二号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 国債証券等の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等の売買又は第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| （新設） | （新設） |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 同号イ及び二に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 外国市場証券先物取引等に係る | 同項第二号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 国債証券等の売買その他の取引（ |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 国債証券等の売買その他の取引等 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 国債証券等若しくは外国国債証券又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券等 | 国債証券等又は国債証券等に係る特定取引等 |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 国債証券等の売買又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項（第三号に限る。） | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 次の各号の一 | 第三号 |
| 業務 | 認可業務 |
| 第五十七条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第百五十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券との売買取引若しくは第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |
| 第百六十三条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券等の売買取引又は第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |

【平成3年12月10日 政令第367号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項から第五項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第四項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその顧客又は同条第五項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下第五十七条の二までにおいて「国債証券等」という。）並びに第六五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 国債証券等及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 国債証券等に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下第五十七条の二までにおいて同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場における国債証券等に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券の売買その他の取引 | 国債証券等の売買その他の取引若しくは第六十五条第二項第二号及びハ及びホに掲げる取引 |
| 有価証券オプション取引に関連し | 同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものに関連し |
| 有価証券の価格又はオプション | 国債証券等若しくは第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（次条において「外国国債証券」という。）の価格又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引に関連し | 第六十五条第二項第二号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものに関連し |
| 有価証券の売買取引 | 国債証券等の売買取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引 | 第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るものにあつては |
| 有価証券オプション取引にあつては | 同号イ及び二に掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るものにあつては |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等の売買又は第六十五条第二項第二号イ及び二に掲げる取引 |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプション取引等 | 同号イ及び二に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号ロ及びヘに掲げる取引 |
| 外国市場証券先物取引等に係る | 同項第二号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引（ | 国債証券等の売買その他の取引（ |
| 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券の売買その他の取引等 | 国債証券等の売買その他の取引等 |
| 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション若しくは外国市場証券先物取引 | 国債証券等若しくは外国国債証券又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 有価証券等 | 国債証券等又は国債証券等に係る特定取引等 |
| 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 国債証券等の売買又は同号イからへまでに掲げる取引 |
| 第五十四条第一項（第三号に限る。） | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 次の各号の一 | 第三号 |
| 業務 | 認可業務 |
| 第五十七条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百五十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券との売買取引若しくは第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |
| 第百六十三条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券等の売買取引又は第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項から第四項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人又は同条第四項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下第五十七条の二までにおいて「国債証券等」という。）並びに第六五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 国債証券等及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 国債証券等に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下第五十七条の二までにおいて同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場における国債証券等に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| （移動） | （移動） |
| 有価証券の売買その他の取引 | 国債証券等の売買その他の取引若しくは第六十五条第二項第二号及びハ及びホに掲げる取引 |
| 有価証券オプション取引 | 同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 有価証券の価格又はオプション | 国債証券等若しくは第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（第三号において「外国証券」という。）の価格又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引 | 第六十五条第二項第二号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの |
| 当該有価証券及びオプション | 当該国債証券等及び外国国債証券並びに当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引等 | 同号イ並びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項ロ及びヘに掲げる取引 |
| 外国市場証券先物取引等に係る | 第六十五条第二項第二号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| （新設） | （新設） | （新設） |
| 第五十四条第一項（第三号に限る。） | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 次の各号の一 | 第三号 |
| 業務 | 認可業務 |
| 第五十七条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百五十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券との売買取引若しくは第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |
| 第百六十三条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券等の売買取引又は第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |

【平成3年3月25日 政令第48号】 （改正なし）

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項から第四項までの規定において同条第一項の認可、同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人又は同条第四項に規定する認可を受けた金融機関について法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 第二条第八項第一号 | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下第五十七条の二までにおいて「国債証券等」という。）並びに第六五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号 |
| 第二条第八項第二号及び第三号 | 国債証券等及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号 |
| 第二条第八項第四号及び第五号 | 国債証券等に係る第二条第八項第四号及び第五号 |
| 第二条第八項第六号 | 国債証券等に係る第二条第八項第六号 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下第五十七条の二までにおいて同じ）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 並びに有価証券指数等先物取引に係る第二条第八項第一号から第三項までに掲げる行為（以下「有価証券指数等先物取引等」という。）、有価証券オプション取引に係る同項第一号から第三号までに掲げる行為（以下「有価証券オプション取引等」という。）及び外国市場証券先物取引に係る同条第一号から第三号までに掲げる行為（以下「外国市場証券先物取引等」という。） | 及び第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条及び第四十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第四十七条の二 | 証券会社は | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 | 国債証券等に係る有価証券先物取引又は外国有価証券市場における国債証券等に係る有価証券先物取引と類似の取引 |
| 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第四十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引 | 又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引 | 国債証券等の売買その他の取引若しくは第六十五条第二項第二号及びハ及びホに掲げる取引 |
| 有価証券オプション取引 | 同号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券オプション取引に係るもの |
| 有価証券の価格又はオプション | 国債証券等若しくは第二条第一項第八号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（第三号において「外国証券」という。）の価格又は当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引 | 第六十五条第二項第二号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの |
| 当該有価証券及びオプション | 当該国債証券等及び外国国債証券並びに当該取引に係るオプション |
| 有価証券指数等先物取引等若しくは有価証券オプションン取引等 | 同号イ並びニに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 外国市場証券先物取引 | 第六十五条第二項ロ及びヘに掲げる取引 |
| 外国市場証券先物取引等に係る | 第六十五条第二項第二号ロ及びヘに掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為に関して |
| 第五十四条第一項（第三号に限る。） | 証券会社の業務 | 認可を受けた金融機関の第六十五条の二第一項の認可に係る業務（国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為に係るもの限る。以下この項において「認可業務」という。） |
| 次の各号の一 | 第三号 |
| 業務 | 認可業務 |
| 第五十七条の二 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 第百五十七条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為若しくは第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券との売買取引若しくは第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |
| 第百六十三条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 営業 | 国債証券等の有価証券先物取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為並びに第六十五条第二項第二号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務 |
| 有価証券の売買取引等 | 国債証券等の売買取引又は第六十五条第二項第二号イ、ハ若しくはニに掲げる取引 |

（改正前）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項又は第三項において同条第一項の認可又は同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人について法の規定を準用する場合における同条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 有価証券の売買を | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下第五十条までにおいて「国債証券等」という。）の売買を |
| 有価証券の売買の | 国債証券等の売買の |
| 有価証券市場における | 有価証券市場における国債証券等の |
| 有価証券の引受け | 国債証券等の引受け |
| 有価証券の募集 | 国債証券等の募集 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下第五十条までにおいて同じ。）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条から第四十八条まで | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 当該有価証券 | 当該国債証券等 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】

（改正後）

（金融機関の証券業務の認可等に関する読替え）

**第十七条の三** 　法第六十五条の二第二項又は第三項において同条第一項の認可又は同条第三項に規定する認可を受けた金融機関若しくはその役員若しくは使用人について法の規定を準用する場合における同条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読　み　替　え　る　字　句 |
| 第二十八条第二項 | 前項 | 第六十五条の二第一項 |
| 免許 | 認可 |
| 有価証券の売買を | 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下第五十条までにおいて「国債証券等」という。）の売買を |
| 有価証券の売買の | 国債証券等の売買の |
| 有価証券市場における | 有価証券市場における国債証券等の |
| 有価証券の引受け | 国債証券等の引受け |
| 有価証券の募集 | 国債証券等の募集 |
| 第二十九条 | 前条第一項の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 第三十一条（第一号を除く。） | 証券業の免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 次の各号 | 第二号及び第三号 |
| 免許申請者 | 認可申請者 |
| 免許申請に係る証券業 | 認可申請に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| その営業所 | 認可を受けた金融機関（第六十五条の二第三項に規定する認可を受けた金融機関をいう。以下第五十条までにおいて同じ。）並びにこれらの営業所又は事務所 |
| 第三十五条第一項（第二号に限る。） | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 次の各号の一 | 第二号 |
| 免許 | 第六十五条の二第一項の認可 |
| 業務 | 当該認可に係る業務 |
| 第三十八条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 免許を | 第六十五条の二第一項の認可を |
| 免許に | 認可に |
| 第四十六条から第四十八条まで | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券 | 国債証券等 |
| 第五十条 | 証券会社 | 認可を受けた金融機関 |
| 有価証券の | 国債証券等の |
| 当該有価証券 | 当該国債証券等 |
| 証券業 | 第六十五条の二第一項の認可に係る業務 |

（改正前）

（新設）